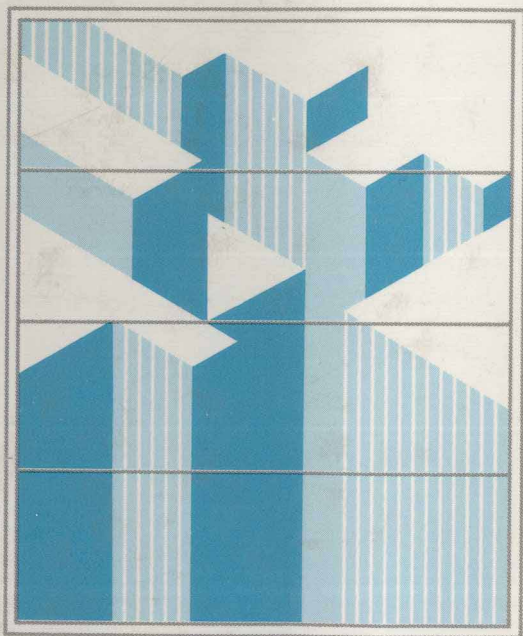


戦後企業会計制度の展開

河合信雄・寺島 平 編



法律文化社

戦後企業会計制度の展開

河合信雄・寺島 平 編

法律文化社

定価 2400円

1983年 4 月30日 初版第 1 刷発行

戦後企業会計制度の展開

編 者	河 合 信 雄 寺 島 平
発 行 者	柴 田 穰

発行所 株式会社 法 律 文 化 社
京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71
TEL 075(791)7131 振替京都10617

共同印刷工業 K K ・池田製本所

カバー装幀：岡田陽子

©1983 N. KAWAI, H. TERASHIMA Printed in Japan.

1034-203020-7729

序

わが国戦後四十年の会計制度は、企業の自主性の尊重のもとに、近代的財務公開制度をつくるとともに、経営の指針になる管理会計制度をつくりあげることにあった。近代会計理論は期間損益計算の正確性を標榜するものであるから、形式的には緻密な論理を構築しているが、具体的には経理の自由を許すものである。企業会計原則、商法、監査制度等はこれを保証する制度化である。そこで、このような近代会計の制度は、税制の大衆重課、企業軽課の制度とあいまって、日本の経済の復興、高度成長の時期には、金融・独占資本の資本蓄積・集中に貢献した。また、新しい管理会計制度は生産性向上と労働強化を指導して、企業の最大限の目標利益の達成のための手段となった。

ところが、日本経済が貿易摩擦と財政危機という深刻な矛盾におちいり、企業も公害、環境破壊等という市民サイドの告発がすすむと、企業の利益も市民サイドの公益との調和が求められる。このように、戦後の近代会計制度も新しい反省の時点に立っている。そこで、企業会計原則の側も、商法等も企業の社会的責任をうたい、会社運営の適正化を建前として、その会計制度と監査制度に自主的監視機構を充実して対処しようとしている。しかしながら、このような新しい反省のうえに立った制度も、形式的な整合性をつくることはできても、残念ながら大きな実効を期待しうるものとは思われないのである。

このような時期に戦後の会計制度の歴史を検討しようとして、研究会を発足させて三年、ようやく本書のような内容をもって一応完成することができた。本書を執筆することによって、各自

はそれぞれ、いままで各自が研究してきた対象や内容を戦後の会計制度の歴史のなかでどのよう
に位置づけることができるのかという反省も生まれ、また新しい発見も生まれてきている。

日本の会計制度の歴史を記述した書物には、青木茂男編著『日本会計発達史』一九七六年、日
本会計研究学会『近代会計百年』一九七八年がある。しかしながら、商法、企業会計原則、監査
制度、原価計算、税制、管理会計および学校法人会計基準と、それぞれ各制度を別に標題をか
けて、その通史を編集したものはない。それゆえ、本書がこのような形で世に出るのも意味があ
るものと考えるのである。

なお、本書の編集の実務にあたっては、三代澤経人、千代田邦夫両氏の協力を得た。また、年
表の作成にあたったのは、本学卒業生星野優太君（弘前大学専任講師）である。

一九八三年四月

編 者

〔付記〕 本書を出版することができたのは、坂寄俊雄教授を委員長とする立命館大学経営学部二十周年記
念事業委員会のすすめによるものである。

目次

序

I 戦後会計制度の展開 河合 信雄

一 戦前・戦中の会計制度 三

- 1 戦前の継承と断絶(三)
- 2 戦前・戦中の会計制度(四)

二 近代会計制度の導入 五

- 1 財閥解体と会計制度(五)
- 2 経済復興とアメリカ会計制度(六)
- 3 企業会計原則の指導性(七)
- 4 商法による資本の動化(八)
- 5 シャウプ法人擬制説(二〇)
- 6 シャウプ形式的課税公平の崩壊(三)
- 7 原価計算と管理会計(二四)

三 高度成長政策と会計制度 一五

- 1 国民所得倍増計画の資金(二五)
- 2 商法の損益法への妥協(二七)
- 3 企業会計原則の指導性の喪失(二九)
- 4 企業会計原則修正案の混乱(三〇)
- 5 監査の一元化と連結財務諸表(三)
- 6 高度成長と企業減税(三三)
- 7 企業所得計算の弾力化(三六)
- 8 学校法人会計基

準と公益企業会計(三六) 9 管理会計と新しい経営理念(二九)

四 減速経済と会計制度……………三〇

II 会社法改正と財務・会計の展開……………松村 勝弘

一 一九五〇(昭和二十五)年改正と代表取締役への権力集中……………三七

- 1 改正の経緯と特徴(三七)
- 2 授權資本制度および無額面株式制度導入による資本の機動的集中策(三六)
- 3 株主総会の権限縮小と取締

役権限の強化(四〇) 4 株主地位の「強化」(四三)

二 一九六二(昭和三十七)年改正と計算制度の整備……………四四

- 1 改正の経緯と特徴(四四)
- 2 損益法への移行とその意義(四五)
- 3 資産評価における原価主義の採用(四六)
- 4 繰延資産の範囲の拡大と引当金の容認(四八)

三 一九七四(昭和四十九)年改正と監査体制の「充実・強化」……………五〇

- 1 改正の経緯と特徴(五〇)
- 2 監査体制の一元化(五一)
- 3 会計基準の一元化(五三)

四 一九八一(昭和五十六)年改正と自主的監視制度の「強化」……………五五

- 1 改正の経緯と特徴(五五)
- 2 株式制度等に関する改正と資本調達機構の自由化(五七)
- 3 会社の機関に関する改正と自主的監視制度の「強化」(五八)
- 4 会社の計算・公開制度に関する改正と会社の自主制の尊重(六〇)

III 企業會計原則の制定と展開 酒井 治郎

一 企業會計原則制定の経緯 七一

二 近代會計制度の主軸としての企業會計原則 七四

1 企業會計原則の制定目的と一般原則の主な問題点(七四) 2 損益
計算書原則と貸借対照表原則(一九四九年)の内容(七七) 3 企業會計原

則注解(一九五四年)の制定(八二) 4 小括(八三)

三 商法計算規定の「整備」と企業會計原則の対応 八四

1 企業會計原則(一九三三年)の主な修正点(八四) 2 「八月試案」と
「七月修正案」(一九四九年)の主な問題点(八六) 3 企業會計原則(一九七四
年)の主な修正点(九〇) 4 小括(九二)

四 新企業會計原則(一九三三年)の引当金規定 九四

IV 原価計算制度の展開 寺島 平

一 わが国の統一原価計算制度 一〇三

二 戦時下の原価計算制度 一〇七

1 製造原価計算準則の特徴(一〇七) 2 「陸軍要綱」と「海軍準則」
の特徴(一一九) 3 原価計算規則(一二二)

三 原価計算基準の制定過程 一二四

1 内部研究資料(一二四) 2 原価計算基準「仮案」(一二五) 3 原

価計算基準の成立(一九)	4
原価計算基準の性格(二一〇)	5
原価計算制度の分類(二三)	

四 現行「原価計算基準」の再検討	二三
------------------	----

1 現行「基準」改訂の方向(二三)	2 純粹な財務会計原価計算基準(二四)
3 経営原価計算(二五)	4 直接原価計算について(二七)

V 監査制度の展開	千代田 邦夫
-----------	--------

一 証券取引法の成立と公認会計士制度の導入	三三
二 企業倒産・粉飾經理の続発と公認会計士監査の強化	四三
三 連結財務諸表・同監査制度	四六
四 商法監査制度	五八
おわりに	六九

VI 税務会計展開の基盤——確定決算主義の展開——	浦野 晴夫
---------------------------	-------

はじめに	七五
------	----

1 確定決算主義の意義(七五)	2 確定決算主義がとくに問題となる分野(七七)
-----------------	-------------------------

一 戦前の会社計算への依存	七六
---------------	----

- 1 確定決算主義の歴史的起点(二七)
- 2 一九二〇(大正九)年当時の確定決算主義(二八)
- 3 一九四〇(昭和五)年当時の確定決算主義(二八)

二 確定決算主義の確立……………一八二

- 1 申告納税制度と確定決算主義(二八)
- 2 法人税旧基本通達三五(二八)
- 3 確定決算主義と継続性の原則(二八)

三 減価償却における確定決算主義の展開……………一八七

- 1 損金経理の明示(二七)
- 2 戦後における利益処分による減価償却の存続(二八)
- 3 利益処分による減価償却視角の歴史的起点(二九)
- 4 利益処分による減価償却の容認(二九)
- 5 償却不足額繰越しの容認(二九)
- 6 耐用年数の短縮と確定決算主義(二九)
- 7 間接(引当)法の容認と利益処分による減価償却(二九)

四 確定決算主義確立下の諸問題……………一九五

- 1 確定決算主義の二つの側面(二九)
- 2 継続性の原則と税務固有の要請(二九)
- 3 減価償却における確定決算主義の問題点(二九)

VII 管理会計基準の展開……………三代澤 經人

はじめに……………二〇五

- 一 「企業における内部統制の大綱」および「内部統制の実施に関する手続要領」の制定とその背景……………二〇八

VIII

管理会計と「新しい経営理念」

——松下電器の事例を中心として——……………田井 修司

1 両「答申」の内容(三六)	2 「答申」の背景とその意義(三四)
二 「経営方針遂行のための利益計画」とその意義……………二六	
1 「答申」の内容(三六)	2 「答申」の現実的意義(三三)
三 「事業部制による利益管理」とその体系……………三三	
1 「答申」の内容(三四)	2 「答申」の歴史的役割(三〇)
おわりに……………三三	

はじめに……………三九

一 最近の松下電器の特徴……………三四

1 「松下銀行」の発展(三四)	2 松下の「商社」的役割の強化(四七)
-----------------	---------------------

二 松下の計数管理……………二五〇

1 内部資本金制度(三五)	2 標準貸借対照表と予算制度(二五)
---------------	--------------------

3 下請管理(三五)

三 松下における労働組合の役割……………二六〇

1 松下の経営参加制度(二二)	2 市民懇話会活動(二六)
-----------------	---------------

おわりに……………二六九

IX 学校法人の会計制度 阪本欣三郎

はじめに 二七五

一 「会計基準」の概要 二七六

二 学校法人会計の構造 二八四

おわりに 二九七

会計年表

I

戦後会計制度の展開

一 戦前・戦中の会計制度

1 戦前の継承と断絶

わが国戦後の会計制度を論ずる場合にまず必要なのは、戦前・戦中の会計制度より継承されたものと、戦前・戦中のものとの断絶したものを調べることであらう。

会計学の理論、会計制度は敗戦をさかいとして、戦前の貸借対照表を中心とする静態論から、戦後の損益計算書を中心とする動態論へ画期的な変貌をとげた。それは他面、戦前のドイツを中心としてイギリスを参考とした理論、制度から、いわゆるアメリカ一辺倒の理論、制度への変わり身の早さであった。敗戦により、戦争経済の基盤たる財閥、独占資本の解体、賠償、「民主化」政策から、アメリカの同盟国たる日本経済の復興、独占大企業の資本集中・蓄積政策へのアメリカ占領政策の変更（一九四八（昭和二十三）年頃）に、戦後の会計制度は有力な手段を提供するものとして登場してきたのである。

そこで、戦後の会計制度では企業会計原則や公認会計士監査という新しいアメリカの制度も移植された。戦前の株主総会尊重と資本確定主義のドイツ商法の伝統は、取締役会への権力集中と資本の動化をうながす授權資本制度、無額面株式制度等アメリカの合理主義に変えられた。税法

もシャープ勧告以来、法人税を所得税中心主義の源泉税（低率比例税）とみる法人擬制説に変わり、法人所得の計算には経理の自由を容認し、会計方法の多様性をとりいれる近代会計学の手法が導入されることになった。戦後の原価計算基準の制定は企業会計の原価会計への適用としてつくられているので、なお財務会計目的と価格決定目的に傾斜しているが、予算統制、直接原価計算、標準原価計算等の管理会計目的への道を開いている。そのうえに管理会計制度独自のものとして、産業合理化審議会の「企業における内部統制の大綱」等あいつぐ答申の発表によって、生産性向上と労働強化の体系はできあがっているのである。

2 戦前・戦中の会計制度

このように、戦後の会計制度は一見アメリカ一辺倒にもみえるが、なおよくみると、一九二九年の世界大恐慌の後の世界的規模の産業合理化時代に、わが国でつくられた一九三四（昭和九年）商工省財務管理委員会「財務諸表準則」の統一経理基準、ことに引当金のはじめでの導入等の影響を引いているのである。また、戦後の原価計算制度は戦争中の統制経済に強制された価格決定を主目的とする原価計算制度を色濃く引きついでいる。ここにいう戦中の原価計算制度は一九四二（昭和十七）年の企画院原価計算要綱によって統一された一九三七（昭和十二）年と一九三九（昭和十四）年の陸軍要綱（ドイツ的）と、一九四〇（昭和十五年）年の海軍準則（ややアメリカ的なものも入る）である。